

国民年金だより No.170



高齢者・保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)
岡谷年金事務所 ☎23-3661

令和4年度(6月15日支払い分から)の年金額

65歳になったとき…

老齢基礎年金

◇777,800円(満額)

20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。厚生年金保険の被保険者の期間と合わせて受給資格期間が10年(120月)以上ある方は、老齢基礎年金を受け取ることができますが、受給資格期間と免除期間などにより、上記の満額より年金額が少なくなります。お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。

もしも、一家の働き手に先立たれたら…

遺族基礎年金

◇子のある配偶者が受け取るとき 777,800円+(子の加算額)

◇子が受け取るとき(次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。)

777,800円+(2人目以降の子の加算額)

※1人目および2人目の子の加算額……1人につき223,800円

3人目以降の子の加算額……1人につき 74,600円

国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」また「子」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。

遺族基礎年金の支払いは、子が18歳に到達する年度の末日まで(子に障害がある場合は20歳になるまで)です。

もしも、病気やケガで障害が残ったら…

障害基礎年金

◇1級障害 972,250円 ◇2級障害 777,800円

国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取ることができます。

障害基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間と金額に一定の要件があります。

20歳前に障害となった場合は、20歳になったときに請求ができます。この場合本人の所得によって支給制限があります。

※年金額は毎年変わります。上記は令和4年度の年金額です。 ※お問い合わせは岡谷年金事務所までお願いします。

年金手帳Q&A

Q.4月から年金手帳が無くなると聞いたのですが、本当ですか。

令和4年4月から年金手帳の発行は無くなりました。新たに年金制度に加入する方や年金手帳の紛失等により再発行を希望する方には、年金手帳に代わって「基礎年金番号通知書」が発行されます。

Q.年金手帳が手元にありますが、処分してしまってもよいのですか。

既に年金手帳をお持ちの方には、「基礎年金番号通知書」は発行されません。令和4年4月以降も、年金手帳は基礎年金番号が確認できる書類としてご利用できますので、処分せず、引き続き年金手帳を大切に保管してください。

基礎年金番号通知書

基礎年金番号
X X X X - X X X X X X
氏名 ネンキン タロウ
氏名 年金 太郎
生年月日 平成 X年 X月 X日
令和 X年 X月 X日 交付
厚生労働大臣